

令和6年度
社会福祉法人 五和会
大津保育園 放課後児童クラブ ちくたく
「利用案内」



※この利用案内は、児童クラブの申込み・利用に関わる重要な事項が記載されています。
よくお読みになってから申込みください。
また、この案内はお申込み後も、ご自宅で保管いただくようお願いいたします。

◆目次◆

1 児童クラブとは	
① 施設名由来	1
② 児童クラブの事業内容	2
2 利用申込について	
利用申込みにおける留意点	3
① 書類配布	4
② 受付期限	5
③ 結果通知までの流れ	6
3 児童クラブの利用について	
対象児童	7
開所・時間	7
利用料金(月額)平日利用について	8
土曜児童クラブについて【予約制】	9
利用にあたってのお願い	10
活動中の事故や怪我、器物破損について	15
台風等による特別警報・警報発表時の対応について	16
感染症の流行時の対応について	16
児童同士・保護者同士のトラブルについて	17

1 児童クラブとは

正式には、「放課後児童健全育成事業」と言います。

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な「遊び」及び「生活」の場を提供し、健全な育成を図るものです。

大津保育園放課後児童クラブちくたくには専用施設があり、平日の放課後等に関所する「放課後児童クラブ」と、土曜日に開所する「土曜児童クラブ」があります。

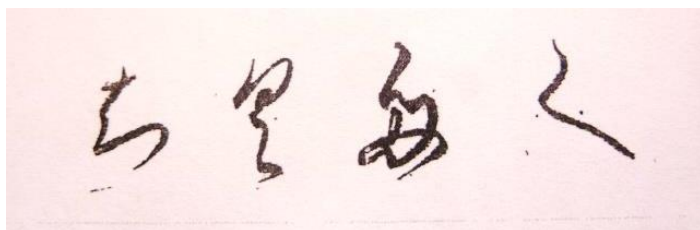
「社会福祉法人五和会 保育所型認定こども園 大津保育園」が運営を行っております。

① 施設名の由来

施設名「ちくたく」の名前にはこんな願いが込められております。

「ちくたく」は、漢字で「知具多久」「智具多共」と表し、智慧をそなえ、多くの友と共に進め。という意味を持っています。

チクタク、チクタク、ボーンボーンのチクタクですが、子ども同士で流した汗や涙、仲間を信じる心や勇気をそだてたい。そんな子どものくらしがチクタク、チクタクと正しく心地よいリズムで進歩していく。つまりは、あの子もこの子もみんなの子、みんなの子がみんなの力で素敵な人になってもらいたい、という願いが込められて「ちくたく」なのです。



② 児童クラブの事業内容・目的

◇児童クラブの目的◇

1.児童を健やかに育てる

2.保護者がお仕事などにより昼間不在で

児童の面倒が見ることのできない家庭を支援する

◇事業内容◇

- ・ 放課後の子どもたちの健康管理、情緒の安定
- ・ 放課後の子どもたちの安全確認、来所帰宅時の安全確保
- ・ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・ 放課後の子どもたちの遊びの活動状況の把握
- ・ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

◇ちくたくの活動目標◇

児童の「ただいま」支援員の「おかえり」を大切にし、第二の家庭となるよう専任の支援員が「生活」や「遊び」について指導することで、児童の健全な育成を図ります。特に、生活力をより伸ばすために活動のあらゆる場面で声掛けや工夫をしていきます。

『生活力』、基本的な生活習慣を身につけることは、自立への第一歩です。生命の尊重(排泄、体や衣服の清潔)、健康安全(食事、交通安全など)、我慢、時間の尊重、身の回りの整理整頓、規則を守ること、礼儀作法に関すること(挨拶、言葉遣い、食事の作法、身だしなみ)などを指導していきます。また、これらを支える道徳的判断力や心情の把握なども、児童クラブでは縦社会(縦割りの異年齢集団)を通して学んでいきます。その中で、経験することにより理解することも多いため、子ども達には様々なことを体験させ、知識と経験のすり合わせをする機会を増やしていこうと考えております。

『遊びの間』は大切です。時間、空間、世間、仲間。広い空間を使い、心ゆくまで続きの遊びができることを保障し、学年の枠を超えた仲間たちと、時には地域の方々と一緒に精一杯遊びます。児童クラブちくたくでは、この4つの間を基礎として様々なイベントを子ども達が作り上げていきます。子ども達の発達、行動力が生かされるよう、遊びを通しての成長を総合的に全力で支援員はサポートしていきます。

2 利用申込について

利用申込みにおける留意点について

【利用申込みをする前に】

児童クラブは、保護者が就労等の理由で放課後に子どもの世話をすることができない家庭を支援する事業です。

保護者が面倒を見ることができるのに、“友達がいるから”“宿題をさせてくれるから”等、本来の目的以外での申込みはできません。

また、申込みしたものの、様々な事情で児童クラブの利用を休止、退会する方も増えています。

利用申込みをする前に、ご家庭での保育や長期休暇期間のみの利用などご家族、お子様とよく話し合ってから申込みをしてください。

【利用決定審査について】

児童クラブの利用決定は、提出いただいた申込書や就労証明書などの内容に基づき、保護者や児童、世帯の状況を確認した上で審査を行っています。先着順ではありません。

【審査に関する主な事項】

◆児童に関すること

- ・利用する年度の児童の学年
- ・発達支援の支援状況

◆保護者に関すること

- ・就労状況
- ・保護者の療養中等、
家庭保育の状況

◆世帯の状況に関すること

- ・ひとり親世帯
- ・祖父母の状況

☆土曜保育や、夏休み等学校の長期休暇期間のみの利用など、年度途中からの利用を希望する方も、一斉受付期間にお申込みください

① 申込書類配布

【配布期間】 2023年10月23日(月) ～ 11月30日(木)

【配布場所】 放課後児童クラブ ちくたく

島田市落合 39-1

(大津保育園前)

※または、大津保育園ホームページの「書式ダウンロード」より

- 【配布書類】
- ・ 同意書
 - ・ 利用申込書
 - ・ 補足調書
 - ・ 就労証明書(会社にお勤めの方)※
 - ・ 就労申告書(自営業・農業の方)
 - ・ 求職活動状況申告書(◎必要な方のみ)
 - ・ 理由書(◎必要な方のみ)

※就労証明：兄弟姉妹での申込みの場合、一番下の学年の児童1人分は原本、兄弟は写しでかまいません。申込日の3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

【求職活動状況申告書】について

添付書類…ハローワークカードの写し、または求職活動状況が確認できる書類

- ・ 利用開始時に求職中である場合、利用開始月を含めた2カ月間

※就労が決定してから翌月の25日までに『就労証明書』をご提出ください

【理由書】について（必要な理由に応じて用意いただくもの）

(7ページ、対象児童(2)に該当する場合)

- ・ 疾病・負傷…医師の診断書など証明できる書類
- ・ 障害…障害者手帳の写し
- ・ 出産…母子手帳の写し
- ・ 就学…①在学証明書 ②授業のスケジュールがわかるもの
- ・ その他・・・理由をご記入ください

※疾病、傷害の場合は、保護者が保育をすることが困難な場合と期間のみ利用が認められます。

※出産の場合は、出産予定日が属する2カ月前の月から2カ月後の月までの利用が認められます。

② 申込書類の受付

一斉受付

【全員が提出するもの】

・同意書 ・利用申込書 ・補足調書 ・就労証明書 又は 就労申告書

【必要に応じて提出するもの】

・求職活動状況申告書 ・理由書

【受付期間】 2023年11月1日(水) ～ 11月30日(木)

【受付場所】 放課後児童クラブ ちくたく

※郵送、電子メールでの受付はいたしていません。

※保育園での書類受け付けはございません。児童クラブへお越しください。

【時 間】 平日/下校時間 ～ 18:00頃まで

※土・日・祝日、午前中は受け付けておりません。

※当日の利用状況で18:30前に閉まってしまうこともございます。

～継続利用をお考えの皆様へ～

新規申込みの方は「退会届」が提出されるまで、今年度の申込書類を継続して使用いたします。お手数でございますが、今年度分はすべての書類の提出をお願いいたします。

昨年度から継続で利用の方は「就労証明書」(必須)と利用申込書に変更がある場合は「変更届」を提出していただきます。

③ 結果までの流れ

一斉受付

書類受付締切日： 2023年11月30日まで



書類審査・協議



- ◆提出いただいた書類、証明書等の審査を行います。
- ◆必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

親子面談(新規利用者のみ)： (※日程は後日ご連絡いたします)



☆必ずお子さんを連れてきてください。

結果通知： 承諾、不承諾の通知をお知らせいたします

定員を超える場合は、学年・家庭状況・保護者の就労などの状況により、必要度の高い児童を優先します。

結果(承諾)や面談の順番に関しては、先着順ではありません。
ご理解をお願いいたします。

随時募集

定員に達していない場合は、一斉受付後も受付いたします。

書類審査、親子面談は必ず行います。

面談ができない場合は結果もお伝えできませんので、ご理解ください。

必要度が同程度の場合は一斉受付時に申込まれた児童を優先します。

3 児童クラブの利用について

対象児童

令和6年度に就学する児童で、次のいずれかの理由により支援を必要とする児童を対象としています。

- (1)保護者が就労、疾病、負傷、障害等により、昼間に児童の面倒を見ることができない。
- (2)保護者が家庭内の病人や心身に障害のある人を常時介護している等により、
昼間に児童の面倒を見ることができない。

※就労以外の理由で、児童クラブの利用を希望する場合は申込時「理由書」の提出が必要です。

1. 学期中(平日)・長期休暇中(大津小学校に準ずる…夏休み・冬休み・春休み)

大津小学校に就学する児童 (1年生～6年生まで)

2. 土曜日

島田市内の小学校に就学している児童 (1年生～6年生まで)

月単位で利用可能 (月1回から利用可)

※学期中、他の児童クラブへ通っている児童も利用可能

※ただし、感染症の流行状況により利用をお断りする場合があります

開所・時間

開所日 : 月曜日 ～ 土曜日 (土曜日は『完全予約制』です)

開所時間 : 通常 : 放課後 ～ 18:30 (延長、19:00まで)

長期休暇中 : 7:00 ～ 18:30 (延長、19:00まで)

土曜日 : 8:00 ～ 18:00 (延長なし)

◇休所する日◇

- ・日曜日 ・祝日 ・お盆(8/13～16) ・大津小学校が引き渡し訓練を実施する日(8月末頃)
- ・大津小学校が休校した場合(詳細:16ページ) ・年末年始(12/29～1/4)
- ・その他の事情によりクラブの休所が必要な日 (休所の際は事前にお知らせいたします)

※職員の研修などで、休所または利用時間をご協力いただく場合があります

※大津小学校が土曜日に授業があり、月曜日などに代替休日となった場合は、

長期休暇時と同じく「7:00 ～ 18:30」(19:00まで延長あり)の開所となります。

利用料金(月額)平日利用について

世帯の状況や利用期間、利用時間などによって、それぞれ金額が異なってまいります。

- ※1：月払いになります。利用月の定められた集金日に納めてください
- ※2：利用料は現金を納入袋へ入れ保護者が支援員へ手渡しで児童クラブへ納めてください
- ※3：兄弟姉妹の利用は、上の学年の児童の料金が1,000円引きとなります
- ※4：クラブの利用を休止する際、必ず前月に「休所届」をご提出ください
前月に休所届のご提出がない場合は、利用料を請求させていただきます

利用料金 (おやつ代含む)

平日利用 (月～金)	下校時間 ～ 18:30 (長期休暇 7:00 ～ 18:30)	18:30 ～ 19:00
基本利用料金	学期中：9,500円 8月 +4,000円 3月 +2,000円	延長料金(定額) 1,000円
児童扶養手当の受給世帯 及び、これに準ずる世帯	学期中：5,500円 8月 +2,000円 3月 +1,000円	兄弟姉妹割引はありません
生活保護世帯	2,000円	

上記表の「児童扶養手当の受給世帯に及び、これに準ずる世帯」とは、児童扶養手当を受給できる世帯状況のうち、未申請の世帯や、年金の受給等により申請を取り下げている世帯等のことをいいます。

土曜児童クラブについて【予約制】

世帯の状況や利用期間、利用時間などによって、それぞれ金額が異なってまいります。

※1：大津小学区外の児童は事前に申し込みをし、登録をしてください

※2：平日利用と併用される方も、下記金額の支払いが必要になります

※3：月利用の際は、平日利用と同じ日の支払いになります

(大津小学区ではない方は、その月の1回目の利用時にお支払いください)

※4：1回利用の場合は、利用日(当日)に支払いをお願いします

※5：兄弟姉妹の利用は、上の学年の児童の料金を減免します(月利用のみ、1回利用は割引なし)

※6：土曜児童クラブは予約制ですので、連絡なくお休みの場合は全額お支払いいただきます

利用料金

土曜日(8:00~18:00)	月利用 ※月額	1回利用
基本料金	4,000円 ※2人目以降は1000円引き	1,000円 ※兄弟割引なし
児童扶養手当の受給世帯 及び、これに準ずる世帯	2,500円 ※2人目以降は500円引き	500円 ※兄弟割引なし
生活保護世帯	0円	0円

★土曜保育は延長保育がございません

《予約方法》

事前に希望をいただいた方へ開所日程をご案内いたします。

専用の申込用紙、またはお電話でお受けいたします。※(利用日の1週間前まで受付)

申込み期間後の受付はお断りする場合がありますので、ご了承ください。

◇休所する日◇

- ・祝日
- ・お盆(8/13~16)
- ・年末年始(12/29~1/4)
- ・その他の事情によりクラブの休所が必要な日(休所の際は事前にお知らせいたします)

※職員の研修などで、休所または利用時間をご協力いただく場合もあります。

利用にあたってのお願い

1. 検温の実施

下校後、児童クラブにて検温を行います。

37.5℃以上の熱があった場合はすぐにご連絡させていただきますので、早急なお迎えをお願いいたします。

2. 手洗いの徹底

ハンカチやハンドタオルを毎日持ってきてください。ハンカチは衛生用品ですので、自分の物を使用してください。

3. 引渡し場所

受入れ、引渡しは玄関での対応とさせていただきます。(緊急時を除く)

4. 自宅静養のお願い

風邪の症状や、熱、強い倦怠感がある場合は児童クラブの利用をご遠慮いただき、医療機関の受診、自宅での静養をお願いいたします。

また、診断結果を児童クラブへもご一報ください。

5. 自粛要請

「緊急事態宣言」や感染拡大状況により、自粛要請や休所などする場合があります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

6. 宗教について

児童の権利に関する条約

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

この条約の通り、宗教の自由が児童にもあります。

食べ物の制限、場所の出入りの制限、イベント参加の制限がある場合は事前にお教えてください。該当する事項がありましたら、事前に本人、保護者へお伝えいたします。

できる限り対応はいたしますが、全てに完璧に対応することが難しいのが現状です。ご了承をお願いいたします。

お休みについて

1.お休みの日は、当日までに支援員へ必ずお知らせして下さい。

電話連絡(留守番電話のメッセージでも構いません)、ルクミー（アプリ）の連絡帳機能を使用し
ての連絡、お迎えの際に口頭でも受け付けておりますので、支援員へお教えてください。

また、学校を病気などでお休みし、児童クラブの利用ができない場合も教えてください。

学校と出席についての情報の交換はしておりませんので、各ご家庭から児童クラブへ連絡をお願い
いたします。

市からの指導により、無断欠席の際は保護者の方と連絡がつくまでお電話させていただきます
ので、ご了承お願いいたします。

※無断欠席の際は、緊急連絡先や職場へお電話させていただきます

※ルクミー（アプリ）は入所時に登録させていただきます

2.お仕事のお休みの日は、児童クラブをお休みして一緒に過ごすようにして下さい。

児童が健やかに育つために最も良いことは、保護者の方と一緒に過ごすことです。

3.本人(児童)及び、その同居家族が感染症にかかっている際は、利用いただけません。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎、食中毒(ノロウイルス、O-157 等)

感染性の眼病など、感染症にかかっている場合は利用をお断りしております。

(おたふく風邪など、潜伏期間の長い病気に関してはご相談お願いいたします)

4.学級閉鎖や学年閉鎖されている学級・学年の児童は利用いただけません。

閉鎖まではいかず、学校が普段より早い下校で対応する場合は、いったん受け入れを行いますが、
早めのお迎えをお願いいたします。(個別、もしくは一斉配信でお知らせいたします。)

お迎えや送りについて

1.時間は必ず守ってください。

開所時間内に児童クラブを退出できるようお願いいたします。時間が超えてしまう場合、延長料
を追加でお支払いいただき、またファミリーサポートセンターをご案内させていただきます。

長期休暇中も開所時間は変わりません。

2.お迎えや送りは「保護者（大人）」の方が来てください。

児童だけで帰る、小・中学生の兄姉によるお迎え等、子どもだけの帰宅はできません。

同様に、学校の長期休暇中等に子どもを預ける際も、開所時間中に大人の方が送り、必ず支援員に受け渡してください。

3.駐車場に限りがありますので、速やかにご出発願います。

お迎えの時間が重なり、駐車場がいっぱいになってしまうことも多々あります。立ち話等は極力お控えいただき、スムーズなお迎えのご協力をお願いいたします。

また、児童クラブ周辺は小中学生の通学路でもあり、小さなお子さんも利用する道ですので、安全に配慮した運転をお願いいたします。

4. 家族以外の方のお迎えについて

ファミリーサポートの利用、家族以外の方がお迎えの際は必ず事前にお教えてください。

お迎えに来てくださった方には「引き渡し票」の記入をしていただきますので、ご了承お願いいたします。(名前、住所、電話番号、児童との関係など)

万が一、事前にお知らせがなく家族以外の方がお迎えにいらした場合は、児童が了承していても引き渡す事はできませんので、あわせてご了承お願いいたします。

服装について

1.活動しやすい恰好で通わせてください。

そうじなどの日常生活に必要な活動、小学校の運動場へ出掛けて遊ぶ、外部の講師によるイベントなど様々な活動があります。その場に適した動きやすい服装が、児童クラブでの生活を一番楽しめします。

2.過度な露出は控えてください。

露出が多いと、転んだ際など守られる場所が少なくなります。また、犯罪に巻き込まれない為にも自分の身を守る1つの手段ですので、お考えください。

3.体のサイズにあった、清潔な服装(下着)を心掛けてください。

子どもはすぐに成長します。

下着と洋服のサイズが合わず、下着が出てしまったり、小さな服では背中やお腹が隠れません。

大きな服では転倒に繋がったり、食事やおやつの際に食べにくさを感じます。

将来、自分の身を守るため、大人になった時に恥ずかしくない常識、マナーを身につけている子を育てるために、お子さん本人、親御さんに声掛けをさせていただくこともあります。

児童クラブではお子さんの洋服、下着は用意できませんので各ご家庭で対応してください。

4.体温調節のできるものをご用意ください。

夏は健康面を配慮し冷房を使い、室内は常に 26℃～28℃になるようにしております。

冷房の苦手な子はカーディガンやパーカーがあれば過ごしやすいです。

冬場はダウン、コートなどの上着はマナー上、児童クラブ室内では着用はいたしません。上着を脱いでも活動できるような服装でご利用ください。

5.着替えのご用意を必ずお願いいたします。

汚れたり汗をかいたりした場合、着替えをします。

雨の日でも小学校から徒歩で児童クラブまで帰ってきますので、下着(パンツ・シャツ・靴下)も必ずご用意ください。

置き着替えは、各ご家庭で気候に適した服装の入れ替えを随時お願いいたします。

学習について

※宿題の添削はご家庭でお願いいたします※

学習の時間は、机に向かう習慣をつけさせる為におこないます。(クラブでの勉強時間は「習慣付け」のためです。)

本読みなどお家の方でないと対応できない宿題もあります。児童クラブからの帰宅後、お子さんの宿題の様子を見て、どのくらい学習が進んでいるのか確かめてください。

毎日 30 分の勉強時間を設けておりますが、学年が上がるほど宿題の難易度、量が増えてきます。児童クラブで全てを終えられない子が多いです。帰宅後、添削の際に全て終わっているかもチェックしていただければと思います。

お家で必ず勉強の様子をご確認ください。

その他

着替え、文具、傘、水筒、ハンカチ等、持ち物全てに必ず名前をつけてください。

その他利用に関する書類に関すること

各書類が必要な際は、支援員にお声掛けください。

1. 休所届 (変更する月の前月までに)

児童クラブを1か月、または1か月以上利用をしない場合にご提出ください。

休所に関して事前にお知らせをいただけなかった場合は、その月の利用料もご請求させていただきます。

2. 変更届

申込み時に提出いただいた情報(就労先、住所、利用時間など)が変更になる際は、変更届にてお知らせください。

3. 退会届

児童クラブを完全にお辞めになる際に必ずご提出ください。

一度辞めると、再度申込みをしていただかないとご利用ができません。

※連絡がなく、無断で1ヶ月間利用がなかった場合※

次月より「自動退会」とさせていただきます。

再び利用するには、利用申込書、各種書類(就労証明書など)の提出が再度、必要となります。お気を付けてください。

活動中の事故や怪我、体調不良、器物破損について

お預かりの児童の人数に応じて複数名の支援員で活動を行いますが、事故などを完全に防ぐことは出来かねます。

万が一、事故があった際は次のような対応をとらせていただきます。

怪我の場合

- ・軽い怪我であれば応急処置をし、様子を見ます。
- ・お迎えの時などに支援員から内容をご報告します。
- ・場合によっては、急なお迎えをお願いする場合があります。

体調不良の場合

- ・熱を測り 37.5℃以下であれば、横にさせ様子を見ます。
- ・37.5℃以上であれば連絡させていただき、早急なお迎えをお願いいたします。
- ・熱がなくても顔色が著しく悪く、悪寒や激しい頭痛、また味覚臭覚の異常、強い倦怠感などを訴えた際は、ご連絡させていただきますので、お迎えをお願いいたします。
- ・嘔吐・下痢があった場合すぐにご連絡させていただきます。

器物破損(活動中に児童が施設や備品を破損してしまった場合)

- ・事情や理由を児童に確認し、保護者の方にお話させていただきます。
- ・故意に破損させた場合には、修繕等の費用を負担させていただきます。

保険について

施設として子ども達に関する保険に加入しております。

帰宅後、クラブでの活動が原因と思われる体調の変化があったり、大きな怪我が判明した場合は、病院で受診してください。

その後、もしくは翌日必ずご報告ください。

台風等による特別警報・警報発表時の対応について

状 況		児童クラブ	
児童クラブ利用前	放課後開所日 ※学校の対応に準拠します。	学校に登校し、通常通り下校した場合	○ 開 所
		学校に登校後、途中下校した場合	△ 状況により一時預かり 保護者へ引渡し後閉所
		学校が休校の場合	× 休 所
	1日開所日	6時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表されている場合	× 自宅待機
		10時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれも発表されていない場合	○ 開 所 (11時から)
		10時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表されている場合	× 休 所
児童クラブ利用中	特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表された場合	△ 状況によりクラブに残留 又は、避難し保護者へ 引渡し後閉所	

児童クラブ利用前の場合、開所の判断についてアプリの一斉配信、または電話にてお知らせいたします。

※保護者引渡しの際は、早いお迎えをお願いいたします。

※天災による小学校の休校の場合も児童クラブは一日休所となります。

感染症の流行時の対応について

	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖(休校)
新型コロナウイルス インフルエンザ等の 感染症	該当する学級の児童は 利用不可	該当する学年の児童は 利用不可	児童クラブ休所

※家族が感染症にかかっている場合は利用不可

集団生活にトラブルはつきものです。

支援員がその場で発見したり、児童たちから聞いたりしたものについてはその場で解決できるよう心がけますが、時には家庭で様子を見ていただいたり、保護者同士で話し合いをしていただくなど、保護者のご協力をいただく場合もあります。

また、支援員の目の届かないところで発生したり、児童が言い出せずにいることもあります。ご家庭で様子がおかしいと感じたり、聞いたりしたときは支援員にお知らせください。情報を共有させていただけるとクラブでの活動も円滑になりますので、ご協力ください。

※児童クラブ外(駐車場含む)で発生した児童同士、保護者同士のトラブルについては、対応いたしかねます。当人同士での解決をお願いいたします。

児童クラブでの「決まり」や「約束」について

生活の習慣付けや集団で生活するために、児童クラブで過ごす上で様々な決まりや、約束があります。決まりや、約束を守ることの大切さについて、ご家庭でもお話をしてください。

児童が健やかに育つために最も良いことは、保護者の方と一緒に過ごすことです。

お仕事が終わったら速やかに迎えに来て、仕事がお休みの日は児童クラブをお休みして一緒に過ごすようにしてください。

お子さんが一番安心して過ごせるのはお家です。

社会福祉法人 五和会

大津保育園

放課後児童クラブ ちくたく

島田市落合 39-1

TEL/FAX : 0547-32-9919

HP : <http://ohtsuhoikuen.jp/>



スマートフォン用サイトは
左のQRコードから！

